

秋田 RPA 協会規約

■第 1 条 名称

本協会を「秋田 RPA 協会」と称します（以下「本協会」という）。また、本協会の会員を「会員」と称します。

■第 2 条 目的

本協会は、少子高齢化による労働力不足や働き方改革が課題となっている秋田県内において、地域課題解決に向けて RPA の啓発と普及そして活用を行い、RPA をツールとして秋田県内における事業活性化と働き方改革につなげるための支援を行います。会員は産官学で構成され、一体となって秋田県内の経済振興に資する活動を行うことを主目的とします。

■第 3 条 活動

本協会は前条の目的を達成するため、以下の活動及び支援を行うものとし、別途年間の活動計画を年度末までに本協会総会にて決定するものとしします。

- ① Web マガジン・メールマガジンの配信及び Web ページでの会員情報などの公開
- ② 地域支援に関するインクワイアリサービスなどの企画・実施
- ③ イベント、セミナー研修、見学会などの企画・実施
- ④ 本協会の活動及び支援内容に関する報告会の実施
- ⑤ その他上記の目的を達成するために必要な活動

■第 4 条 会員

① 構成

会員は、法人会員・個人会員・特別会員（行政・学校・商工団体等）で構成されるものとしします。

② 入会

本協会への入会を希望する場合は、入会フォームに必要事項を記載のうえ、提出するものとしします。

なお、入会資格は運営会議の承認を受けた方としします。

③ 届出事項の変更

会員は、所属する企業や所在地、役職等変更があった場合は速やかに本協会の事務局に報告するものとしします。

④ 退会

会員は、次の事由により退会となり、その資格を喪失します。

（ア）退会の申出を行った場合。

会員は、事務局に退会届（書式は自由）を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。なお、退会の場合、退会会員が既に支払った会費については返金されません。

（イ）除名された場合。

本協会は、会員が、他の会員、本協会を誹謗中傷する行為があると本協会が判断した場合、本協会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず会員がこれに応じない場合は、当該会員に対し除名の処分をすることができます。なお、本協会が除名処分をする場合、当該会員に除名理由を説明しません。

(ウ) 会員が死亡、破産、会社更生、民事再生、その他これに類する申立てをされ又は自ら申立てた場合。

■第5条 会議

本協会の会議は以下の通りとします。

- ① 本協会の会議は、総会、理事会、運営会議の3種とします。
- ② 総会は、会長がこれを招集し、4月に年1回、会員のみで構成し開催します。
- ③ 総会の議長は、会長がこれにあたります。会長にやむを得ない事情があるときには、その総会に出席した理事の中から選出します。
- ④ 総会は、以下の事項について参加者の過半数をもって、決議します。
 - (ア) 本規約の変更
 - (イ) 活動計画及び収支予算
 - (ウ) 活動報告及び収支決算
 - (エ) 役員を選任・解任
 - (オ) その他運営に関わる重要事項
- ⑤ 理事会は、総会の開催時に年1回開催します。
- ⑥ 理事会は、会長及び副会長の選任・解任を決議します。
- ⑦ 運営会議（web 会議を含む）は、概ね月一回会長がこれを招集し、開催します。なお、参加者は会長に一任します。
- ⑧ 運営会議の議長の選任は、会長に一任します。
- ⑨ 運営会議は、以下の事項について合議し、参加者の過半数を以って決議します。
 - (ア) 活動計画の作成
 - (イ) その他運営に関わる事項
- ⑩ 本協会の会議は、総会、理事会、運営会議とも議事録を作成し、会長及び参加者2名以上が署名をします。

■第6条 役員等

役員等は以下の通りとします。なお、本協会の役員等は総会にて選任し、役員等の任期は一年とします。ただし、再任は妨げないこととします。

- ① 理事3名以上
- ② 会計監査1名以上
- ③ 会計担当 ※事務局がその業務を執行します。
- ④ 理事のうち1名を会長とします。なお、会長は本協会を代表し、その業務を執行します。また、必要に応じて副会長を2名まで選任することができます。

■第7条 会費

本協会は、経常的に生じる活動費用に充てるため、以下の会費（入会金・年会費）を徴収します。会費は消費税不課税とします。年会費は、毎年4月（新規加入会員は入会月）に1年分を納付するものとし、年度途中で入会した場合も年会費は一律とします。支払方法は当協会が指定する銀行口座へ振り込むものとします。

〈法人会員〉

入会金：2万円 / 年会費：3万円

〈個人会員〉

入会金：無料 / 年会費：1万円

〈特別会員〉

入会金：無料 / 年会費：無料

■第8条 会計

- ① 本協会の活動年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- ② 本協会の活動報告及び決算については、毎年活動年度終了後、会計監査の監査を受けた上で、総会の承認を受けるものとします。

■第9条 事務局

本協会の運営事務、会議運営、経理全般を処理するために、事務局を秋田市に置きます。

■第10条 本協会の廃止

本協会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本協会の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することがあります。この場合、本協会は利用者に対して賠償の責任を負いません。

■第11条 個人情報の扱い

本協会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、本協会の活動目的においてのみ使用するものとします。

■第12条 責任の範囲

本協会は特に必要な場合を除き、会員間での取引には介在しません。

■第13条 準拠法

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則：この規約は2019年9月20日から施行します。

改訂：2019年10月4日

改訂：2020年4月21日